

地域づくりのための新たな地縁組織「地域づくり協議会」の創設について

市民生活部

1 目的

人口減少や少子高齢化が進むなかで、地域の担い手不足や地域のつながりの希薄化は加速しており、総合計画に基づく各施策を推進するためには地域コミュニティの再生や活性化を図ることが重要である。

また、広域な本市は、地域ごとに個性豊かな特性を有し、それぞれの地域で抱える課題も多種・多様化しており、今後の持続可能なまちづくりのためには、その地域をよく知る人たちの手で生み出す活力が、最大限に活かされることが不可欠である。

そこで、地域に住んでいる人や、その地域に関心を寄せる人が、主体的に「地域づくり」に取り組むことで、更なる地域コミュニティの活性化と多様な住民自治（地域自治）の実現を目指すことを目的に、これまでとは異なる新たなまちづくりの仕組みとして、きみつ版となる「地域づくり協議会」の取組をスタートさせる。

2 地域づくり協議会の概要

(1) 発足単位地域

概ね公民館の対象区域に一つとする。

(2) 想定する活動（事業）

地域住民等が、目指す地域の方向性やその実現のために必要な具体的な活動（事業）について協議のうえ取りまとめ、自ら取り組む。

○ 活動（事業）の例

- ・ 地域のお困りごとをサポートする仕組みづくり
- ・ 地域への人の呼び込み（交流人口、関係人口、定住人口）
- ・ 地域の情報の総合的な収集や発信（地域プロモーション）
- ・ 地域のイベント実施、既存イベントの支援
- ・ 地域人材の発掘や活用

(3) 設立までの流れ

機運の醸成が見られた地域から「地域づくり協議会設立準備会」の参加者を市が募集する。準備会では、地域で共有のテーマ（課題）や必要と考える具体的な取組、その実現に向けて必要な組織の形などを協議する。

準備会での協議を経て、新たに構成員を募集し、発足した団体の申請に基づき、「地域づくり協議会」として認定する。

(4) 認定要件

- ・ 準備会において十分な議論等を経て、協議会として設立する旨の意思決定をしていること。
- ・ 地域づくりに関し対象区域を代表すると認められる団体であること。
- ・ 10人以上の地域住民等で構成されていること。
- ・ 団体を運営するために必要な事項を明記した規約等を定めていること。また、規約等の中に、次に掲げる事項と同等の表現が明記されていること。
 - ア 地域の課題解決や活性化に主体的に取り組むこと。
 - イ 地域住民等の誰もが希望すれば、団体の活動に参加できる資格を有すること。
 - ウ 対象区域で活動する他の公的な団体と協力及び連携を図ること。

(5) 市の関わり

市は準備会及び協議会の自主性に配慮しながら、地域づくり担当職員が伴走的支援を行うとともに、活動のための交付金を交付する。

(準備会交付金上限30万円 協議会交付金上限100万円)

3 令和6年度取組予定

(1) 清和地域

清和地域においては「コミュニティ清和」を協議会として位置づけ、同組織は、地域資源や地域の課題を活かした取組や地域への人の呼び込み、地域の支え合い活動などに取り組む予定である。

(2) 周西地域

令和5年10月の「きみつシン地域づくり懇談会」後、参加者有志による自主的な話し合いが行われ、地域の課題調査アンケートなどの議論が進んでいることから、準備会の参加者募集を行う。

(3) その他の地域

自治会やその他地域の集まりなどにおいて、協議会の手引きを用いて周知・説明を行い、機運醸成を図っていく。